

住民監査請求監査結果

「次期し尿処理施設建設(衛生センター)」に関する
契約及び予算措置の適正性に関する監査請求

第 1 請求の受付

【1】請求人

1名 (住所, 氏名は省略)

【2】請求書の提出

請求書は, 令和7年8月1日に提出され, 同8月6日に受け付けた。

【3】請求の内容(原文のまま記載)

住民監査請求書

「次期し尿処理施設建設(衛生センター)」に関する契約及び予算措置の適正性に関する
監査請求について

1 請求の要旨

門川町が現在実施している「次期し尿処理施設(衛生センター)建設事業」に関して、予算措置が不十分な段階で契約手続が進められた上、契約が分割・変更されたこと、またその過程における業者選定や説明責任に重大な瑕疵が認められると思われます。

これらは地方自治法、公共契約法、会計法令等の趣旨に反する疑いがあるとともに、町民に対する説明責任、合意形成、財政透明性にも問題を残しており、当該契約及び関連する議決・執行の適否について監査を求めます。

なお、本請求は、地方自治法第242条に基づく住民監査請求である。

2 請求の相手方

門川町長 山室浩二 殿(契約権限者として)

3 請求の理由(事実及び理由)

(1) 計画立案から契約執行までの不透明性(透明性の欠如)

2019(令和元)年に施設老朽化が問題化して以降、長期構想が策定されたものの、その進行過程における中間報告、町民合意、議会での節目ごとの議論が形骸化していると思われ、内容も不明確なまま事業が推進されています。

(2) 予算措置と契約実務の不整合

工事は十分な予算措置が整わないまま入札・契約が先行し、その後に契約を変更・分割する形で補正がなされました。令和6年12月には旧施設基礎などの地中埋設物が発見され、追加費用3,440万8千円を専決処分により追加計上。最終的に工事総額は35億4,340万8千円に達しています。

このような手続きは、地方自治法第179条の「緊急性」による専決処分の濫用につながる恐れがあり、財務執行の適法性に疑問が残ります。

同年12月の埋設物発見を理由とした専決処分には、「議会の招集が間に合わなかった」等の具体的事情が文書上示されておらず、形式的に緊急性を主張した可能性が否定できません。

(3) 業者選定の公正性と情報公開の不備

業者選定にDB(設計・施工一括)方式が採用されていますが、その合理性は町の文書には記載がなく、選定過程、評価配点、参加企業名等も一切公開されていません。

最終的に「水ingエンジニアリング株式会社」九州支店が選定されましたが、同様の実績を持つ企業も多数存在し、当該選定が公正かつ透明な競争を経たものであるとは断定できません。

(4) 説明責任の欠如と住民との乖離

町は「広報かどがわ」や説明会を通じた丁寧な説明を主張していますが、実際には技術的側面の解説が中心であり、契約金額・予算負担・補助金の内訳等の財務的情報は十分に説明されていません。

特に令和7年4月号(2025年4月)には、地元五十鈴区住民から「説明会が強行された」「町政だよりで初めて知った」との声が掲載されており、町の主張する「合意形成」と実態との乖離が明白です。

また、住民説明会に関しては、議事録や反映された意見の記録も公開されておらず、形式的な手続きで済ませた可能性があります。

(5) 防災・環境対策における計画の不完全性

施設の津波・地震対策については、令和6年9月号で耐震等級や津波高さへの配慮など一

定の記述はあるものの、被災後の運転再開を含めた BCP(事業継続計画)や、災害時における応急処理計画などの説明はありません。

また、想定災害(津波・高潮・地震)に対する行政側のシミュレーション結果やリスク評価の公表も確認できません。

(6) 代替案(改修・広域連携)の検討欠如

現施設の改修や、近隣市町(延岡市・日向市・美郷町)との広域処理連携といった選択肢の比較検討がされた形跡はなく、既定路線に沿った形で用地・手法・事業規模が決定されたと見られます。

このようなプロセスでは、費用対効果・住民便益・地域資源の有効活用といった観点が検証されないまま、事業が硬直化して進行してしまう恐れがあります。

4 補足

請求人は、本件施設の老朽化や更新の必要性について否定するものではありません。しかしながら、本件施設建設計画の進行過程において、行政による「説明の不足」「契約手続の不透明さ」「予算措置の後追い」「地元住民との温度差」といった問題が噴出しており、将来的な町政への信頼を大きく損なうものと感じております。

監査委員におかれましては、本件が法令及び財務規範に則った適正な手続きに基づいて進められているかどうか、厳正なる監査をお願い申し上げます。

5 関連資料

以下の資料は、一部は町の広報誌に掲載されているとともに、門川町ホームページに掲載(公開)されているが、町民が探さないと出てこない場所に格納されており、大変分かりにくい形式になっている。

- ・門川町広報「広報かどがわ」令和 5 年～7 年該当号(シリーズ 1～12 ほか)
- ・門川町衛生センター建設契約書および契約変更資料(情報公開により取得予定)
- ・公募型プロポーザル要領資料(門川町例規集訓令 1 号(令和 5 年 4 月 1 日))
- ・門川町次期衛生センター(仮称)建設工事について(該当部分)
- ・町議会会議録(「議会だより」該当部分)
- ・令和 7 年 4 月住民意見掲載号(五十鈴区関係) (別添)

6 門川町職員措置請求書に係る補正届出書(原文のまま)

令和 7 年 8 月 1 日付けで提出しました門川町職員措置請求書に対し、令和 7 年 8 月 13 日付け門川町職員措置補正通知書により要求された補正通知について、請求書の一部を以下のとおり補正します。

令和 6 年 12 月に旧施設基礎などが見つかり、追加費用 3,440 万 8 千円が専決処分により支出されました。その結果、工事総額は 35 億 4,340 万 8 千円となりました。

問題としているのは「専決処分という手続き」ではなく、「その結果として町のお金が新たに支出され、契約が変更されたこと」です。これにより町民に余分な負担が生じ、将来の財政運営や他の公共サービスにも悪影響を及ぼしかねません。

よって、監査の対象を「専決処分による支出と契約変更の適法性」とします。

【4】請求の要件審査

本請求については、審査の結果、請求書の一部について受け付けた補正届出書の補正部分を含め、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 242 条の法的要件を備えているものと認め、令和 7 年 8 月 20 日に受理した。

第 2 監査の実施

1 監査の対象事項

法第 242 条第 1 項の規定に基づく監査請求の対象となる行為は、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限られている。

本件請求において請求人は、(1)から(6)の請求の理由(事実及び理由)を提出するが、(1)及び(4)から(6)の項目については、本請求の要件審査を行う段階で法 242 条第 1 項において、違法・不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実といった「財務会計上の行為」に限定されており、該当しないと判断した。

(2)の「予算措置と契約実務の不整合」の内、当初契約の契約日(令和 6 年 3 月 11 日)は、請求の出来る期間1年を超過している(法第 242 条第 2 項)ため、本請求の対象ではないと判断する。一方、補正届出書で補正された追加費用(3,440 万 8 千円)については、請求のできる期間内であり、この部分について請求人は、「令和6年 12 月に旧施設基礎などが見つかり、追加費用 3,440 万 8 千円が専決処分により支出されました。その結果、工事総額は 35 億 4,340 万 8 千円となりました。問題としているのは、結果として町のお金が新たに支出される契約が変更されたこと。これにより町民に余分な負担が生じ、将来の財政運営や他の公共サービスにも悪影響を及ぼしかねない。監査の対象を「専決処分による支出と契約変更の適法性」とします。」とする補正届出書(令和7年8月 20 日受理)を提出している。

この補正届出は、「契約変更の適法性」という部分において、法が規定する住民監査請求の要

件を満たしていると判断し、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存する程の違法事由があるかどうかについて監査を実施することとし、「契約変更の適法性について」を監査の対象事項とした。

(3)の「業者選定の公正性と情報公開の不備」のうち業者選定に関することは、請求のできる期間1年を超過する請求であり、情報公開に関することは、財務会計上の行為に該当しないと判断した。

※参考

請求の理由に記載のある以下のことについては、監査の対象事項に該当しないと判断し、監査は行わない。

(判断の理由)

(1) 計画立案から契約執行までの不透明性

(理由)財務会計行為に非該当、期間超過

(2) 予算措置と契約実務の不整合

・業者選定及び当初契約に関する部分

(理由)請求の出来る期間1年を超過する請求は出来ない(法第242条第2項)

・専決処分及び議会の議決

(理由)財務会計行為に非該当

ただし、「契約変更の適法性」については、監査対象事項とする。

(3) 業者選定の公平性と情報公開の不備

・業者選定方法

(理由)請求の出来る期間1年を超過する請求は出来ない(法第242条第2項)

・情報公開の不備

(理由)財務会計行為に非該当

(4) 説明責任の欠如と住民との乖離

(理由)財務会計行為に非該当

(5) 防災・環境対策における計画の不完全性

(理由)財務会計行為に非該当

(6) 代替案(改修・広域連携)の検討欠如

(理由)財務会計行為に非該当

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき令和7年8月25日に証拠提出の機会の付与及び陳述の機会の付与について、希望の有無を確認したが希望はなかった。

3 監査の対象課

門川町環境水道課を監査の対象とした。

4 監査の方法

監査に当たっては、対象課から提出された関係書類の調査を行うとともに、令和7年9月5日、16日及び22日に関係職員から事情聴取を行った。

5 監査の期間

令和7年8月6日から令和7年9月30日まで

第3 事実関係の確認

関係職員の事情聴取及び関係書類の調査により確認した主な事項は、次のとおりである。

1 関係書類

- ①契約書類一式
- ②門川町次期衛生センター(仮称)建設工事 発注仕様書
- ③門川町次期衛生センター(仮称)建設工事 プロポーザル実施要領
- ④プロポーザル実施要領書類に関する質疑回答書

2 次期衛生センター経緯について

令和6年		
1月12日	予算執行伺(当初契約分)	【設計額】3,806,000,000円
1月17日	プロポーザル選定委員会(技術ヒアリング)	
1月19日	優先交渉者決定	
1月22日	見積通知	
1月30日	開札	【入札額】3,509,000,000円
2月8日	工事請負仮契約書締結	【仮契約額】3,509,000,000円
3月11日	令和6年門川町議会第1回定例会 (工事請負契約本契約)	【契約額】3,509,000,000円
12月9日	地下埋設物確認	
12月23日	補正予算専決処分	【専決予算額(増額分)】37,321,000円
12月25日	予算執行伺(変更)	【設計額(増額分)】37,320,800円
12月27日	工事請負変更仮契約書締結	【仮契約額】3,543,408,000円
令和7年		
1月6日	議会運営委員会	
1月9日	令和7年門川町議会第1回臨時会 (工事請負変更契約本契約)	【変更契約額】3,543,408,000円
1月10日	建設工事事業再開(重機搬入)	

1月14日	地下埋設物撤去開始	
1月24日	地下埋設物撤去完了	
2月17日	敷鉄板敷設開始	
2月22日	敷鉄板敷設完了	
3月25日	出来形検査	【R6 年度出来高】54,428,000 円
4月26日	請求書受領	
5月9日	令和6年度分支払	【R6 年度支払額】48,983,000 円

第4 監査の結果

本請求については、理由がないものと認める。

以下、その理由を述べる。

監査の対象事項について

契約変更の適法性については、次の観点から監査を行った。

- ① 変更契約理由の妥当性
- ② 設計変更内容の妥当性
- ③ 設計積算金額の妥当性

監査の方法として、環境水道課の説明を受け、職員への聞き取りを通じて本件概要を整理した後、上記に関連する資料の提出を求め、内容の精査を行った。

監査を行った結果については、各項目以下のとおりとする。

- ① 変更契約理由の妥当性

本件は令和6年3月11日に当初契約を締結しているが、当該契約において今回確認された地中埋設物の撤去に関する費用は計上されていないことを確認した。また、プロポーザル実施要領書類に関する質疑回答書において、「発注図書にて明示されておらず事業者が予期することのできない地中障害物(埋設物)や土壌汚染が発覚した場合、対応に費やした工期については、延長していただき、対応に費やした費用については、別途精算いただけるものと考えてよろしいでしょうか。」という質問に対し、「費用についてはお見込みのとおりです。工期については別途協議とします。」と回答しており、「門川町次期衛生センター(仮称)建設工事発注仕様書」における埋設物調査報告書に明示するものの中に、今回確認された地中埋設物と判断できる構造物は確認できなかった。以上により変更契約理由については、妥当であると判断した。

- ② 設計変更内容の妥当性

設計変更内容について、設計書及び出来高調書を監査し、工事範囲・設計数量・設計項目の妥当性を確認した。当該設計内容について、埋設物の撤去及び今後本体工事を行う上で

埋設物撤去に付随し追加で必要となった項目・数量であり、設計変更内容については、妥当であると判断した。

③ 設計金額の妥当性

設計金額について、「土木工事標準積算基準」を用いた積算を行っており、内容の齟齬は認められなかったため、設計積算金額については、妥当であると判断した。

また、専決処分に関することは監査の対象事項には該当しないが、専決処分がやむを得なかった理由、日程について整理を行い、契約関連書類との整合性について確認し、裁量権の逸脱、日程上の瑕疵については認められなかった。

以上のことから、門川町次期衛生センター(仮称)建設工事における契約変更の適法性について、町長の判断が著しく合理性を欠き、広範な裁量権の逸脱又は濫用を行い、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存する程の違法事由が存するものとは認められない。

また、変更契約の必要性の見地からも、当該追加工事は施設建設を継続していく上で必要不可欠な工事であるため、工事の主旨を逸脱する理由は認められない。

しかしながら請求人の「事業計画決定から当初及び変更契約を経て進行している当該事業全般について、行政の説明責任、広報不足等」という指摘には斟酌できるものもある。行政においてはこれまでもその都度説明を行っているが、今後においてもさらに丁寧な説明をお願いする。

結論として、本件事業に関する予算の執行として公金を支出することは、違法又は不当とは認められない。よって本請求については、理由がないものと判断する。